



被保険者・被扶養者調査 実施について

当健康保険組合では、被扶養者認定時に健康保険法に基づいた厳正なる被扶養者資格審査を行っておりますが、厚生労働省の指導により被扶養者の資格調査を毎年実施することとなっております。

令和2年度につきましては、下記要領にて実施しますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

被扶養者調査対象者

- 被扶養者全員
ただし、「子(実子・養子)」については収入証明や送金証明の添付書類を原則、免除とします。

調査内容

- 氏名・生年月日・現住所・電話番号などの確認
- 国内居住の確認
- 収入の確認
- 同居・別居の確認
- 別居家族への送金の確認

調査実施時期

- 調査表配布
令和2年7月から約1ヶ月間
- 調査表回収
各事業所(会社)により異なります

《あらかじめ、審査に必要な書類のご準備をお願いいたします》

- パート・アルバイトをしている方は、給与明細書すべて(賞与・感謝金なども含む)。通帳のコピーは原則認めません。
- 別居家族への送金証明書すべて。手渡しの場合は、被扶養者として認定できません。
- 自営業をしている方は、確定申告書・収支内訳書すべて。必要な場合は、帳簿等も提出していただきます。
- 各種年金をもらっている方は、直近の年金振込通知書。

詳細については、配布される「調査表記載案内」をご覧ください。

**被扶養者の認定要件が変わります！
「日本国内に住所を有する者」であることが
要件として追加されました。**



医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から健康保険の被扶養者認定に際して「日本国内に住所を有するもの」であること(以下、「国内居住要件」という)が要件として追加されるとともに、健康保険の適用除外となる(被扶養者とししない)ものが追加されました。

ただし、日本国内に住所を有していないものであっても、海外に一時的に留学をする学生や海外赴任する被保険者に同行する家族など、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後も再び日本で生活する可能性が高いと認められる場合は例外的に国内居住要件を満たすことになります。

一方で、現在、海外に居住している被扶養者など国内居住要件を満たしていない場合や、健康保険の適用除外となる場合は、法律の施行日である令和2年4月1日以降、被扶養者としての資格は認められませんが、扶養削除の手続きが必要となります。

詳細については、当健保組合ホームページ「けんぽからのお知らせ」または「家族の加入・脱退」をご覧ください。

なお、令和2年度の被扶養者調査では、被扶養者全員について、この国内居住要件を満たしているかどうかの審査を行うため、国内居住要件を満たしていることを証する書類等の提出が必要となりますので、あらかじめご承知おきください。被扶養者調査の詳細については、調査実施時期に配布される「調査表記載案内」をご覧ください。